

日野川用水土地改良区だより

(題字 故美濃美雄前理事長書)

発行者 日野川用水土地改良区
(水土里ネット日野川用水)
第25号 令和3年5月



▲ニツ屋頭首工全景 (空撮)

CONTENTS

- ◆ 第30回通常総代会 1～2
- ◆ 令和3年度予算・令和元年度決算のあらまし 3
- ◆ 管理課だより 4～5
- ◆ 土地改良区からのお知らせとお願い 6～7

～ありがたい 水の恵み 日野川用水～



水・太陽・人の和

日野川用水土地改良区

〒915-0056
福井県越前市向新保町 45-66
電話 0778-21-3311/FAX 0778-21-3312
URL <http://www.hinogawa.com/>
E-mail : info@hinogawa.com

第30回 通常総代会

～令和3年3月29日（月） 日野川用水中央管理所に於いて～

◆上嶋理事長あいさつ

この度、美濃前理事長のあとを受けて、理事長に選ばれました上嶋善一でございます。

組合員の皆様方には平素より、本土地改良区の事業運営など業務全般にわたりご指導、ご支援をいただいておりますこと心からお礼申し上げます。

振り返りますと昨年は、ご承知のとおり、3月18日に県内で初めての新型コロナウイルス感染者が出ました。この1年間、感染拡大は収まらず、東京オリンピックの延期、緊急事態宣言による外出や移動の自粛、休業要請などもあり、ヒトとモノの動きがストップして社会経済活動は著しく低下しました。当土地改良区におきましても、通常総代会の書面議決や研修の中止など感染防止対策に取り組まざるをえない1年でありました。

皆様におかれましても、3密を避け、マスクの着用、手指消毒など感染防止対策の徹底にご苦労されていることと思います。ようやく本県でも2月19日から医療従事者にワクチン接種が始まったところであり、我々のところへの接種も順次開始されるということでもあります。新型コロナウイルス感染症が終息し、早く以前のような活気ある生活に戻れることを願っております。

令和2年産の県内のコメの作況指数は99の平年並みとなりました。昨年の春先は、暖冬による水不足が懸念されましたが、6月、7月の長雨により、イネの出穂期、登熟期の頃には榊谷ダムは例年になくほぼ満水という状態で、田んぼに日野川の水を送ることができました。榊谷ダムにつきましては、現在満水となっております。昨今の異常気象により、水害が激甚化していることから、昨年より農業用水の確保を目的とした榊谷ダムにおきましても洪水調節のために事前放流が行われることとなりました。しかしながら、水不足が生じないよう農業用水に必要な水については放流されないこととなっております。平成18年に日野川用水が完成して以降、渇水と言われるような水不足は発生しておりませんが、かんがい用水として利用できる日野川の水には限りがございます。利水調整規程により新たに制定されました配水計画に基づき、適正な水管理の徹底をお願いいたします。



▲上嶋理事長挨拶

美濃前理事長、ありがとうございました！



▲故美濃前理事長

当土地改良区の設立から8期29年の永きにわたり、理事長を務められた美濃美雄前理事長が令和2年8月25日にご逝去されました。

当土地改良区の表彰規程に基づき、第30回通常総代会にて上嶋理事長より美濃前理事長のご家族に表彰状が贈られました。土地改良区へのご貢献とご功労に心から感謝申し上げます。



▲表彰式

美濃前理事長の退任に伴い、昨年11月の理事会において、第2被選任区の上嶋善一理事うえじまよしかず（松ヶ鼻土地改良区理事長）が理事長に互選されました。



新理事長 上嶋善一

農業者の高齢化や土地持ち非農家の増加、大規模経営体と小規模農家の2極分化、さらに今回の新型コロナウイルスの影響による消費減退など、農業構造、環境は大きく変わってきています。当土地改良区といたしましても、こういった農業、農村を取り巻く諸情勢を的確に認識しながら、中長期的な視点に立ち、良好な営農条件を備えた農地、農業施設を適切に保全、管理していく必要があります。

ちょうど、北陸新幹線につきましては、金沢 - 敦賀間の開業が加賀トンネルの追加工事や敦賀駅一帯の工事難航により1年遅れの2024年春となりましたが、南越駅（仮称）につきましては2022年夏ごろ完成の見込みとなっております。越前市では南越駅周辺をスマートシティとする構想を示しており、イメージ図が先日公表されました。同地域は約100haの農業振興地域であり、当土地改良区の県営土地改良事業日野川用水中央地区で整備された口径1.8mから1.65mのパイプラインが南北に通っている重要な場所でもあります。まちづくりの進捗に合わせ、県の助言もいただきながら、今後の農業の振興や施設の維持管理に支障が生じることがないように市と協議を進めていく予定です。また、左岸幹線水路が通っている国道365号線の4車線化につきましても、支障が生じないように道路を管理する県と協議を進めてまいります。



▲総代会の様子

本日の総代会においては、主に令和3年度の予算について審議をいただきます。今後とも、皆様と協力しながら、施設の管理に万全を期して、用水を安定供給していくとともに、賦課金徴収率の向上に努め、発電事業と併せ、本土地改良区の財政基盤の強化に努めてまいりたいと思います。

結びに、組合員の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、ごあいさついたします。

◆通常総代会開催

令和3年3月29日（月）、日野川用水中央管理所において、第30回通常総代会を開催しました。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止を考慮し、限られた最低人員を招集し、書面議決を採用しました。（総代85名中3名出席、書面議決での出席82名）

議長に越前市向新保町 服部常雄 氏を選出し、議事に入り提出議案11案件について審議・採決を経て、いずれも原案どおり可決決定されました。



▲議長（服部常雄 総代）

■議案

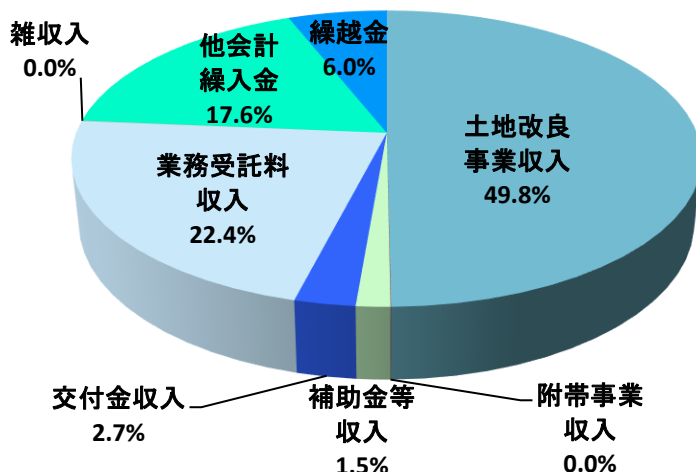
- | | |
|--------|---------------------------------|
| 報告第1号 | 令和2年度 事業報告 |
| 議案第1号 | 定款の一部改正について |
| 議案第2号 | 役員（理事）の補欠選任について |
| 議案第3号 | 基幹水利施設ストックマネジメント事業 榊谷地区 について |
| 議案第4号 | 退任慰労金について |
| 議案第5号 | 令和2年度 一般会計及び特別会計収支補正予算について |
| 議案第6号 | 令和3年度 事業計画並びに一般会計及び特別会計収支予算について |
| 議案第7号 | 令和3年度 組合費の賦課及び納期限について |
| 議案第8号 | 令和3年度 取扱金融機関の指定について |
| 議案第9号 | 令和3年度 積立金繰替運用について |
| 議案第10号 | 令和3年度 地区除外決済金について |
| 議案第11号 | 令和3年度 地区加入金について |

※議案第9号は一般会計・特別会計に資金不足が生じた場合に積立金（地区除外決済金、維持管理基金）より繰替えて運用するものです。

令和3年度予算のあらまし

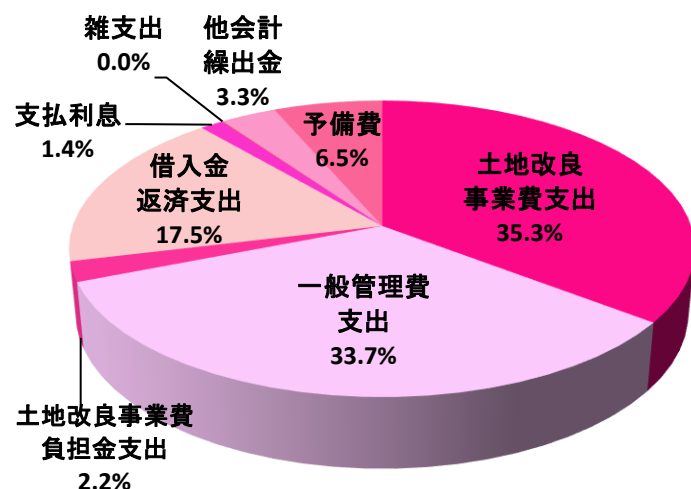
■ 一般会計 収入の部

科 目	予算額(千円)
土地改良事業収入	109,579
附帯事業収入	52
補助金等収入	3,260
交付金収入	5,850
業務受託料収入	49,207
雑収入	66
他会計繰入金	38,772
繰越金	13,169
合 計	219,955



■ 一般会計 支出の部

科 目	予算額(千円)
土地改良事業費支出	77,753
一般管理費支出	74,093
土地改良事業費負担金支出	4,807
借入金返済支出	38,415
支払利息	3,120
雑支出	100
他会計繰出金	7,344
予備費	14,323
合 計	219,955



特別会計

- 地区除外決済金 66,120 千円
- 退職給与積立金 38,269 千円
- 維持管理基金 28,693 千円
- 小水力発電事業 85,069 千円

(※土地改良区会計基準変更に伴い、令和2年度より予算科目を変更しています。)

令和元年度決算のあらまし

■ 一般会計 収入の部

科 目	決算額(円)
組合費	108,240,940
補助金	910,000
受託費	49,207,000
繰入金	68,562,259
交付金	2,841,288
管理費	1,208,000
雑収入	2,188,304
繰越金	13,641,593
合 計	246,799,384

■ 一般会計 支出の部

科 目	決算額(円)
事務費	50,302,059
選挙費	6,540
事務所費	1,739,007
維持管理費	62,926,503
事業推進費	456,982
財産費	11,947,820
償還金及利息	42,102,899
負担金及交付金	63,327,255
諸費	1,301,882
合 計	234,110,947

一般会計繰越額 12,688,437 円

(※本土地改良区は決算総代会が7月開催の為、令和元年度の決算を掲載しましたのでご了承下さい。)

管理課だより

◆令和3年度の水管理について

今年の冬は、過去2年続いた暖冬少雪とは違い、今庄観測点では平年以上の降雪量がありました。今後の気象状況にもよりますが、梅雨の時期に降水量が少なく、出穂期に必要な用水の確保が困難と予想される場合には、新たに定めた令和3年度配水計画に基づき、水管理調整委員会を開催し、節水や給水制限等渇水対策を協議し、対応する予定です。

対策を実施する場合は、吐出口や給水栓の開閉操作等が伴いますので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

日野川用水（榎谷ダム）は限りある水資源であり、日野川から取水できる水量は、年間を通じて一定ではありません。

また、水利権により年間に使用できる水量が決められているため、常に用水をかけ流しすると、当然用水は枯渇してしまいます。組合員の皆様には、

それぞれの地区において計画的な用水配分や圃場毎のブロックローテーション等による水管理を強化し、日野川用水の節水に努めていただきたいと思います。

今年も皆様が安心して実りの秋を迎えられますよう、ダム管理事務所との連携を密にして、安定した用水の供給に努めてまいります。

なお、用水管理や用水配分及び施設の不具合等について、ご相談やご意見、ご要望がありましたら、お気軽に管理課までお問い合わせ下さい。



▲榎谷ダム（湖面から堤体方向）

令和3年度日野川用水土地改良区配水計画

八乙女頭首工（主幹線用水路、左岸幹線用水路、右岸幹線用水路）

期 間	最大取水量	最大使用量	年間総取水量
3/26 ~ 4/25	2.188m ³ /s	2.188m ³ /s	87,510,000 m ³
4/26 ~ 5/20	7.531m ³ /s	7.531m ³ /s	
5/21 ~ 7/31	7.259m ³ /s	7.259m ³ /s	
8/ 1 ~ 9/25	8.058m ³ /s	8.058m ³ /s	
9/26 ~ 3/25	2.067m ³ /s	2.067m ³ /s	

関係土地改良区：南条、武生王子保南部、武生王子保中部、日野、武生広瀬、武生西部、武生吉野瀬、鯖江日野川西部、福井朝日、清水、松ヶ鼻の一部、武生味真野、今立、鯖江東部の一部、鯖江片上

松ヶ鼻頭首工（中央幹線用水路）

期 間	最大取水量	最大使用量	年間総取水量
4/26 ~ 5/20	3.159m ³ /s	3.159m ³ /s	49,500,000 m ³
5/21 ~ 7/31	3.377m ³ /s	3.377m ³ /s	
8/ 1 ~ 9/25	3.590m ³ /s	3.590m ³ /s	
9/26 ~ 4/25	1.220m ³ /s	1.220m ³ /s	

関係土地改良区：松ヶ鼻、鯖江下新庄、鯖江新横江、鯖江八ヶ用水、鯖江新横江、鯖江河端、鯖江東部、鯖江鳥羽、主計、麻生津

◆施設の維持管理報告

<八乙女頭首工下流堆積土砂撤去>

取水施設である八乙女頭首工の下流部に大量の土砂が堆積し、ゲート開閉及び用水取水への悪影響を防止するため、令和2年12月にゲート下流部の土砂撤去工事を行いました。約2,000m³の土砂撤去を行った結果、安全かつ適切な頭首工管理が行えるようになりました。



▲下流堆積土砂撤去前



▲堆積土砂撤去工事中



▲土砂撤去後

<八乙女頭首工沈砂池土砂撤去>

八乙女頭首工の沈砂池は日野川の右岸側に位置し、日野川用水の流速を低下させ泥や砂、ゴミ等を沈下させています。令和2年度は沈砂池と除塵機前の左岸側土砂を撤去することにより沈砂池としての機能を回復させました。



▲沈砂池土砂堆積状況



▲除塵機前土砂撤去状況

<国営調整槽排泥作業>

令和2年11月10～12日の3日間にわたり、越前市大塩町にある国営調整槽の排泥作業を行いました。

調整槽は、巨大な水槽であり、一時的に貯水することによりパイプライン圧力の急激な変化を吸収する機能と上水施設（飲料水）へ配水する役割があります。

毎年、水槽内部には約10cm程度の土砂が堆積するため、北陸農政局、県、越前市及び当土地改良区の職員と協力業者が一丸となって排泥作業を行っています。



▲調整槽排泥作業

お知らせ

◆新理事就任について

被選任区	職務	新役員	前役員
第2	理事	牧田峰雄	美濃美雄

※第30回通常総代会で補欠選任

◆水管理調整委員会委員の変更

土地改良区名	新委員	前委員
松ヶ鼻	牧田峰雄	上嶋善一
今立	海田和廣	出淵忠雄
鯖江河端	笠嶋正信	佐々木敏幸

◆賦課金の振込みの手数料について

令和2年より農協窓口での賦課金振込手数料については、組合員のご負担となる場合があります。口座振替をご利用いただくと土地改良区負担となりますので、お手続きを希望される方は当土地改良区までお問合せ下さい。

◆組合員の資格得喪届の通知義務と権利義務の継承

地区内の土地について売買等による権利変動があった場合、法律(土地改良法第43条)により、組合員たる資格の得喪者に通知義務を課しております。

また、その土地に賦課金の滞納があった場合は、新たな資格取得者にその権利義務が継承されることが法律(土地改良法第42条第1項)に規定されています。ご確認のうえ資格得喪の届出と権利義務の承継をお願いします。

◆年度末における申請書類の提出期限について

賦課基準日は毎年4月1日となっておりますが、**各申請の受付締切は毎年2月20日**です。これは新年度の賦課台帳を作成するにあたり、賦課組合員・賦課面積を確定することが必要となるためです。それ以降の申請につきましては、新年度途中での変更はできないため提出期限内の申請をお願いします。

(組合員資格得喪通知書・農地転用等の通知書・地区除外申請書)

土地改良区からのお願い

令和3年度賦課金について

<納入期限>

1期分

令和3年**6月30日**

経常賦課金 全区域 10アール当り 1,350円
(国営地区も含む)

賦課金の完納にご協力をお願いします。



2期分

令和3年**12月15日**

特別(事業)賦課金 県営中央地区 10アール当り 1,090円
県営右岸地区 10アール当り 1,790円
県営左岸地区 10アール当り 1,580円

分割納付される方は、
2期分の納付書を12月まで
大切に保管して下さい。

納期が過ぎると延滞金がかかります

— 賦課金は土地改良区の健全な運営の基本です —

※賦課金の口座振替業務を管内の農協で行っており全期前納も可能です。

自動口座振替をご利用の方は、**納期前には必ず残高の確認**をお願いします。

※経常賦課金…土地改良区の運営費及び施設の維持管理費 特別賦課金…事業負担金

こんな時には必ず届け出を

(届出がない場合には従前の人に賦課金がかかります。)

申請書様式は
ホームページからも
ダウンロードできます。

組合員の資格等に 変更があった場合

- ◎農地の移動
(売買・賃貸借・交換等)
- ◎農業者年金等による経営移譲
- ◎生前一括贈与または死亡による
名義変更
- ◎住所、振替口座等の変更

農業振興地域を 除外したい場合

- ◎土地改良区の地区内で
農業振興地域除外の申請を
各市町の農業委員会へ
提出した時

農地を転用したい場合

- ◎田んぼを宅地等への転用
- ◎公共用地(道路等)買収に
よる転用

※農地を転用する場合は、転用決済金(地区除外決済金)を納付して頂く
ことになっていますが、**申請は毎月20日まで**に提出願います。

令和3年度地区除外決済金

国営直接区域 10a	32,000円
県営中央地区区域 10a	36,300円
県営右岸地区区域 10a	38,800円
県営左岸地区区域 10a	40,400円

農地は食料を生産し環境を維持する
大切な土地です。

みんなで農地を守りましょう!

ご意見・お問い合わせは当土地改良区まで

(☎ 0778-21-3311)

中央管理所への案内図

